

令和7年度

逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

逗子市

議案第41号

令和7年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度逗子市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,583,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	国庫支出金	0	1,386	1,386
	1 国庫補助金	0	1,386	1,386
	歳 入 合 計	1,582,300	1,386	1,583,686

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	53,198	1,386	54,584
	2 徴収費	13,649	1,386	15,035
	歳 出 合 計	1,582,300	1,386	1,583,686

令和7年度

逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗子市

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金	千円 0	千円 1,386	千円 1,386
歳入合計	1,582,300	1,386	1,583,686

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 53,198	千円 1,386	千円 54,584
歳 出 合 計	1,582,300	1,386	1,583,686

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
1,386			0
1,386	0	0	0

2 歳 入

5 款 国庫支出金

1,386千円

1 項 国庫補助金

1,386千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 0	千円 1,386	千円 1,386
計	0	1,386	1,386

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 1,386	01 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 1,386

3 歳 出

1 款 総務費

1,386千円

2 項 徴収費

1,386千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 徴収費	千円 13,649	千円 1,386	千円 15,035	千円 1,386	千円	千円	千円
				国庫支出金 1,386			
計	13,649	1,386	15,035	1,386	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	千円		千円
	1,386	001 保険料徴収事務費	1,386
		01 保険料徴収事務費 委託料	1,386 1,386

議案等資料

(補正予算資料)

議案等資料 (補正予算資料)

令和 7 年 第 3 回 定例会

議案第 41 号

令和 7 年度 後期高齢者医療事業特別 会計

補正予算 第 1 号

課かい名 国保健康課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業 1	事業 2
	1	2	1	1	1

事業名 保険料徴収事務費

補正額 1,386 千円

歳入 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	5	1	1	1	1

細節名 子ども・子育て支援事業費補助金

補正額 1,386 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修費が必要なため。

説明

歳出
後期高齢者医療システム改修業務委託料 1,386千円

歳入
子ども・子育て支援事業費補助金 1,386千円

令和7年度後期高齢者医療事業特別会計（補正第1号）説明資料【国保健康課】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者医療の確保に関する法律で規定する保険料の徴収対象に「子ども・子育て支援納付金」を含めることとなる。これに伴い、後期高齢者医療システムの改修に要する経費を計上する。

なお、本件については、「子ども・子育て支援事業費補助金」の交付対象（10/10）となる。

1、子ども・子育て支援金の賦課、徴収

令和8年度から保険者（神奈川県後期高齢者医療広域連合）に対して支援納付金の納付義務が課され、その納付に要する費用を支援金として、医療保険料と併せて被保険者から徴収する。

本市が徴収する後期高齢者医療保険料については、令和8年7月の賦課から実施する。

2、子ども・子育て支援金の基本的な方向性

被保険者から徴収する支援金の額は、保険者（神奈川県後期高齢者医療広域連合）が支援納付金の総額を考慮して、保険料の例にならって設定する。後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する軽減措置や支援金額に一定の限度（賦課上限）が設けられる。

こども家庭庁による、医療保険加入者一人当たりの平均月額試算は、次表のとおり。

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

令和6年7月 「子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」資料から抜粋

3、システム改修の概要

- ・後期高齢者医療保険料額の算定基礎に「子ども・子育て支援金」の項目を追加
- ・後期高齢者医療保険料額決定通知書等の帳票への出力項目の追加
- ・神奈川県後期高齢者医療広域連合との連携項目の追加

内訳明細書

逗子市様

日本電子計算株式会社 公共事業部
首都圏ソリューション統括部

件名：令和7年度 後期高齢者医療システム改修業務委託

【概要】

子ども子育て支援金対応（施行期日：令和8年4月1日）業務にかかる資料です。

(単位：円)

No	品目	備考	費用		
			数量	単位	金額
1 WizLIFEシステム改修費					
1 子ども子育て支援金対応（施行期日：令和8年4月1日）					
	1 パッケージ改修	Ph2			
	要求定義・設計等		6.0	人日	360,000
	プログラム改修		8.0	人日	480,000
	テスト		1.0	人日	60,000
	2 システムテスト・セットアップ		6	人日	360,000
合計（税抜）					¥1,260,000
消費税（10%）					¥126,000
総合計（税込）					¥1,386,000

補足

■制度改正対応について

今後発出される法令、事務連絡、標準仕様書への反映等により内容が変更となる場合は、別途お見積りさせていただきます。

■改修対象

後期分 Ph2

- ・対象画面数 13
- ・PLSQL改修（帳票 15項目、帳票以外 17項目）
- ・対象帳票定義体数 9